

# 令和4年度 大分地方最低賃金審議会

- 1 日時 令和4年8月9日（火）午後4時30分～
- 2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室  
(大分市東春日町17番20号)
- 3 出席委員（敬称略）  
公益代表：荒井 公美、井田 雅貴、城戸 照子、清水 立茂、松隈 久昭  
労働者代表：藤本 雅史、稲福 史、鹿嶋 秀和、山田 功一、原口 享子  
使用者代表：小野 賢治、神 昭雄、中島 英司、藤野 久信、宮脇 恵理
- 4 事務局  
大分労働局：中山 局長、中井 労働基準部長、金田 賃金室長  
田口 賃金室長補佐
- 5 議 題  
(1) 大分県最低賃金専門部会報告について  
(2) 大分地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出の取扱いについて  
(3) その他
- 6 議事要旨  
(1) 大分県最低賃金専門部会報告について  
ア 清水会長から専門部会の審議経過の説明を行い、事務局が「大分県最低賃金の改正決定に関する報告書」（以下、「専門部会報告」という）を読み上げたのち、採決することとなった。  
イ 専門部会報告の時間額822円から32円を引き上げ854円とすることについて、大分地方最低賃金審議会は、公労側賛成、使側反対で結審し、専門部会報告を可決した。  
ウ 大分地方最低賃金審議会から大分労働局長に答申した。  
(2) 大分地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出の取扱いについて  
ア 事務局から域別最低賃金に対する異議申出の期限を8月24日（水）、異議申出に係る審議会を8月25日（木）に開催した場合は、10月5日発効となることを説明した。

### (3) その他

特になし

#### 7 局長挨拶

清水会長はじめ、公・労・使の各委員の皆様には、大分県最低賃金の改定にあたり、目安答申の遅れによる審議の中止や審議日程の調整など生じた中で、慎重かつ熱心なご審議を賜り、誠にありがとうございました。

今年度の改正審議につきましては、昨年引き続き、新型コロナウイルス感染症により、抑制コントロールが依然できていない中での審議に加え、ウクライナ紛争から端を発した世界レベルでのエネルギー・食糧の供給不足といった新たな問題が生じた中での審議であったため、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況やコロナ感染症による経済、雇用、労働者の生活への影響など、様々な視点を踏まえて、困難な判断をされなければならなかったことと推察いたします。

今回いただきました答申につきましては、法令に基づく手続きを経た後、10月5日発効の予定となりますが、改正された大分県最低賃金の適用に当たりましては、大分労働局をあげて広く周知を行なうとともに、最低賃金の履行確保を確実に図ってまいり所存でございます。

各委員の皆様には、引き続き、大変お忙しい中、「特定最低賃金」の審議もお願いしているところでございます。今後とも最低賃金制度の円滑な運用に向けて、更なるご尽力を賜りますよう、お願い申し上げます。御礼の言葉とさせていただきます。